

川島町開発許可等に関する審査基準及び標準処理期間等

「都市計画法関係」

川島町まち整備課

平成28年10月19日

## はじめに

この冊子は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条の規定に基づいて都市計画法に基づく開発許可等の審査基準及び標準処理期間を定め、公にするものです。ご不明な点がある場合は、川島町まち整備課都市計画グループまでお問い合わせください。

この冊子は、埼玉県都市計画課から発行された、「開発許可制度の解説 平成22年6月版」を元に作成しています。

この冊子で言う「法」「政令」「省令」「条例」「条例施行規則」とは以下の法令の略称です。

- ・法 都市計画法
- ・政令 都市計画法施行令
- ・省令 都市計画法施行規則
- ・条例 川島町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・条例施行規則 川島町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

また、町が申請等に対する処分を行うに当たって使用する解釈文書等（条文解釈又は解釈通達等）は、以下のとおりです。

- ・都市計画法に基づく開発許可制度の解説（平成22年6月版）：埼玉県都市整備部都市計画課
- ・最新開発許可制度の解説（第二次改訂版）：株式会社ぎょうせい
- ・開発許可質疑応答集：株式会社ぎょうせい

## 審査基準

開発許可等をするにあたり、法令の定めにより判断するための基準であり、行政手続法に基づいて各行政庁が定めることとされています。

ただし、下記の場合には、審査基準を設定することはできません。

- (1) 法令の規定において、判断基準が明確に定められている場合。
- (2) 性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるをえない場合。
- (3) 処分の事例が無い、稀であり、法令の規定以上に具体化することが困難な場合。

## 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が事務所に到達してから申請に対する処分をするまでに通常要する標準的な時間のことです。

ただし、申請の内容や申請の混み具合によってこれを超える場合があります。

また、以下の期間は処理期間に算入されませんので、ご注意ください。

- (1) 申請書類を補正するために要する期間
- (2) 行政庁の執務が行われない町の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日）
- (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- (4) 審査のために必要なデータを追加するための期間

## 目次

町条例による基準又は、町審査基準がある項目について記載しています。

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 法第29条                           | 1  |
| （開発許可）                          |    |
| 法第34条の2                         | 3  |
| （開発許可の特例）                       |    |
| 法第35条の2第1項                      | 4  |
| （開発許可を受けた開発行為における変更の許可）         |    |
| 法第37条第1項                        | 5  |
| （公告前建築等の承認）                     |    |
| 法第41条第2項                        | 6  |
| （建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定に関する許可） |    |
| 法第42条第1項                        | 7  |
| （開発許可を受けた土地における予定建築物等の変更許可）     |    |
| 法第43条第1項                        | 8  |
| （開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可）     |    |
| 法第45条                           | 9  |
| （許可に基づく地位の承継）                   |    |
| 標準処理期間、申請手数料一覧                  | 10 |